

「愛西市の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」

第1 趣旨

この方針は「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号、以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、愛知県方針（令和4年4月1日公表）に即して、市内の建築物等の整備における木材の利用促進を図るための施策に関する基本的事項や、公共建築物における木材利用に関する目標等を定めるものである。

第2 目的

市内の公共建築物を始めとする建築物全体における木材利用の促進を通じて、木のもたらすやすらぎとぬくもりのある快適な生活空間を市民に提供し、一般建築物等への木材の需要拡大を図るとともに、地域の経済の活性化、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

第3 建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

市内の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

1 木造・木質化の推進

愛知県、愛西市、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材を始めとする木材の利用が愛西市内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

2 木材の有効利用

間伐材等のうち特に低質なものや製材加工の過程で発生する端材、住宅材料、家具等の廃棄物をチップ化することにより、再びパーティクルボードなどの製品や紙パルプの原料として使用や、ペレットなどに加工して最終的に燃料として利用するなど、別の用途に再利用するカスケード（多段階）利用を促進する。

3 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

4 建築物木材利用促進協定制度の活用

（1）建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

（2）建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本

理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。

さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

第4 公共建築物等における木材の利用に関する目標

公共建築物等における木材の利用に関する目標は次のとおりとする。

1 公共建築物

ア 施設の木造化の推進

計画時点においてコストや技術、機能等の観点から木造化が困難であるもの、木造化になじまないものを除き、可能な限り木造化を図る。木造化が困難であるものについては、木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討する。

イ 施設の木質化の推進

床、壁、家具等市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

2 公共工作物における木材利用

公共工作物においては、関連法令及び施設の設置基準並びに施設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮し、積極的に木材利用を図る。

3 公共施設において利用する木材

市が行う公共施設の整備において使用する木材は、原則として国産材を使用するものとし、県産材が利用できる場合は、優先的に県産材を利用するよう努める。

4 木質バイオマスの推進

公共建築物への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

第5 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

1 愛知県・関係団体等との連携

市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

2 コスト面で留意すべき事項

公共施設を整備する者は、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫

や効率的な木材調達により建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストの他に、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

3 木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

木材の円滑な利用を推進するため、市内関係部局等の認識を深めるとともに、木材利用促進の方途について有効かつ適切な方策を協議する。

（附則）

本方針は、平成25年2月1日から適用する。

本方針は、令和5年3月31日から適用する。